

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定によつて、平成二十五年
度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 受講対象者

種苗生産業務に従事しようとする者

二 講習日時及び場所

平成二十六年一月十六日（木） 午前九時から午後四時三十分まで

広島県庁舎本館R二会議室（広島市中区基町一〇番五二号）

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

平成二十五年十二月十六日（月）から平成二十五年十二月二十四日（火）まで（土曜
日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する
休日は除く。）の午前九時から午後五時までの間、受け付ける。

郵送等の場合は、平成二十五年十二月二十四日（火）までの消印のあるもの限り受
け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産局林業課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は
最寄りの広島県各農林水産事務所若しくは各農林事業所

3 受講申込書の配布場所

広島県農林水産局林業課又は広島県各農林水産事務所若しくは各農林事業所で配布す
る。

五 受講手数料

一万四千元とする。

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受講手数料は返還しない。

1 申請窓口での納付

手数料一万四千元分の現金を受講申込書に添えて、申請窓口で納付する。

2 納付書による納付

所定の手続きにより広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

この場合、払込証明書を受講申込書の所定欄に貼って提出すること。

3 広島県収入証紙による納付

一万四千円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定欄に貼って納付する。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

六 その他

この講習会についての問合せは、広島県農林水産局林業課（電話「〇八二」五一三―三
七〇一「ダイヤルイン」）又は最寄りの広島県各農林水産事務所若しくは各農林事業所に
すること。

なお、郵便等で問い合わせる場合は、八十円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同
封すること。